

〔丁〕 在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件

百八十二

外務文部兩大臣ニ報告スヘシ但シ免職又ハ解職セラレタル者ニシテ職員免許狀ヲ有スルモノナルトキハ其ノ免許狀ノ寫ヲ添付スヘシ

第二十一條 在外指定學校職員ノ職務並ニ服務及俸給ニ關スル規程ハ所管領事官之ヲ定メ外務文部兩大臣ニ報告スヘシ

第二十二條 在外指定學校職員ノ旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ學校ノ設立者若ハ其ノ代表者之ヲ定メ所管領事官ニ報告スヘシ

第二十三條 在外指定學校ハ居留民團法ニ依ル監督ノ外所管領事官及外務文部兩大臣ノ監督ヲ受クヘキモノトス

第二十四條 在外指定學校ニシテ第三條ノ要件ヲ失ヒ又ハ學校ノ設立者若ハ其ノ代表者ニ於テ外務文部兩大臣又ハ所管領事官ノ爲ス命令ニ違背スルトキハ其指定ノ取消スコトアルヘシ

第二十五條 本令ニ依リ學校ノ設立者若ハ其ノ代表者ヨリ外務文部兩大臣ニ提出スヘキ書類ハ總テ所管領事官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

○在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料等支給規則 (明治三十八年十一月八日 文部省令第二十一號)

第一條 明治二十五年文部省令第一號公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則ハ第七條第二十五條ヲ除ク外在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料等ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第二條 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法第二條及府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十條第一項ニ依リ退隱給與金ヲ受クヘキ者ハ給與金請求書ヲ作リ在職中ノ履歷書ヲ添付シ退職ノ際勤務セシ學校所在地ヲ管轄スル領事官ニ差出スヘシ

領事官ニ於テ前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ證據書類ヲ添ヘ文部大臣ニ差出スヘシ

〔戊類〕

○臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ

受クル判任以上ノ學校職員退隱料法 (三十三年明治三十七號) (法律第七十七號)

第一條 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員及其ノ遺族ハ本法ノ規定ニ依リ退隱料及遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 明治二十三年法律第九十一號及之ニ基キテ發シタル勅令ハ前條ノ學校職員及其遺族ニ之ヲ準用ス但シ同法中府縣知事ノ職務ハ縣知事又ハ廳長文部大臣ノ職務ハ臺灣總督之ヲ行ヒ同法第十條中府縣郡市町村ノ負擔トナルヘキ經費ハ地方稅ヲ以テ之ヲ支辨ス

第三條 第一條ノ學校職員ノ臺灣ニ於ケル在職年數ハ臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者ニ準シテ之ヲ計算ス

第一條ノ學校職員臺灣ニ於テ風土病又ハ流行病ニ罹リタル場合ニ關シテハ臺灣ニ在

〔虞〕 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ支給ヲ受クル判任以上ノ學校職員退隱料法

百八十三



勤スル文官判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者ニ準シテ退隱料ヲ給ス

第一條ノ學校職員前項ニ該當シ之カ爲死亡シタル者ノ遺族ハ臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者ノ遺族ニ準シテ扶助料ヲ給ス

第四條 明治二十九年法律第十三號及之ニ基キテ發シタル勅令ハ第一條ノ學校職員ニ關シテ之ヲ準用ス

第五條 臺灣人ニシテ地方税支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員及其遺族ハ

第二條及第四條ノ規定ニ依リ退隱料及遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

附 則  
本法ハ明治二十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○法律第十三號ヲ臺灣ニ施行ノ件 (明治三十三年十二月二十七日) 勅令第四百四號

明治二十九年法律第十三號ヲ臺灣ニ施行ス

○臺灣在勤者ノ在官年數加算方 (明治三十三年三月) 法律第七十五號

第一條 臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ三箇年以上引續キ在職シタル者ニハ官吏恩給法並ニ官吏遺族扶助料ノ在官年數計算ニ於テ其ノ在職一箇月ニ對シ半箇月ヲ加算ス但シ從軍年ノ加算アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ加算シタル年月數ハ軍人恩給法ニ於テ文官服務中ノ日數中ニ算入ス

第二條 臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ三箇年以上引續キ在職シタル者臺灣ニ於テ風土病又ハ流行病ニ罹リ官吏恩給法第三條第二號ニ準ズヘキ者ニハ恩給及増加恩給ヲ給ス

前項ノ疾病ニ罹リ之カ爲退官シタル後重症ニ趨キタルトキハ官吏恩給法第六條ノ規定ニ準シ相當ノ恩給ヲ給ス

第三條 臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者臺灣ニ於テ風土病又ハ流行病ニ罹リ在官中死去シタルトキ又ハ之カ爲退官シタル後其ノ疾病ノ爲死去シタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ官吏遺族扶助法ノ規定ニ依リ其ノ遺族ニ扶助料ヲ給ス

一 第一條ノ在職三箇年未滿ナルトキハ十五箇年在官シタル者ト同視シ其ノ受クヘ



〔戊〕 臺灣ニ在職スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケル文官判任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

キ恩給年額ノ三分ノ一

- 二 第一條ノ在職三箇年以上ナルトキハ其ノ受クヘキ恩給年額ノ三分ノ二
- 第四條 前二條ノ風土病及流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス
- 第五條 本法ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ臺灣ニ在勤スル者ニ關シテハ本法施行前ヨリノ在職年月數ニモ之ヲ適用ス

附 則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル

文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助

料支給規則(明治三十四年七月  
總督府令第四十六號)

- 第一條 明治三十三年法律第七十七號ニ依リ退隱料ヲ受クヘキモノハ退隱料請求書ヲ作リ退職ノ際勤務セシ學校所屬廳長ニ差出スヘシ

第二條 退隱料請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 在職中ノ履歷書

二 戶籍吏ノ作リタル戶籍謄本若クハ廳長ノ證明シタル戶籍調查書

第三條 明治二十三年法律第九十一號第四條ニ依リ退隱料ヲ請求スル者ハ前條ニ掲クル書類ノ外向左ノ書類ヲ添付スヘシ官吏恩給法第六條ヲ適用スヘキ者亦同シ

一 現認證書若クハ事實ヲ證スル公文ノ寫又ハ口供書

二 醫師ノ診斷書

明治三十三年法律第七十七號第三條第二項ニ依リ退隱料ヲ請求スル者ハ前條ニ掲クル書類ノ外向醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第四條 退隱料請求書ヲ受ケタル廳長ハ查覈ノ上請求ノ理由アルト認メタルトキハ退隱料年額計算書ヲ作リ證據書類ヲ添ヘ臺灣總督ニ差出スヘシ

廳長ニ於テ請求ノ理由ナシト認メタルトキハ意見ヲ具シテ臺灣總督ニ差出スヘシ

第五條 臺灣總督ニ於テ前條ノ請求ヲ許可シタルトキハ退隱料證書ヲ作り廳長ヲシテ之ヲ本人ニ交付セシム

〔戊〕 臺灣ニ在職スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケル文官判任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則



〔戊〕

臺灣ニ在職スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケル文官列任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

百八十八

但シ退隱料増加ノ爲更ニ退隱料證書ヲ交付スルトキハ前ニ交付シタル證書ヲ返納セシム

第六條 明治二十三年法律第九十一號第十條第一項ニ依リ給與金ヲ受クヘキ者ハ給與金請求書ヲ作り在職中ノ履歷書ヲ添付シ退職ノ際勤務セシ學校所屬廳長ニ差出スヘシ

廳長ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタル時ハ查覈ノ上意見ヲ具シテ臺灣總督ニ差出スヘシ  
臺灣總督ニ於テ第一項ノ請求ヲ許可シタルトキハ辭令書ヲ作り廳長ヲシテ本人ニ交付セシム

第七條 明治二十三年法律第九十一號第十二條第十三條第十四條若クハ明治二十三年法律第七十七號第三條第三項ニ依リ扶助料又ハ扶助金ヲ受クヘキ者ハ扶助料請求書又ハ扶助金請求書ヲ作り親族二名親族ナキトキハ近隣ノ戸主二名連署シ退隱料ヲ受ケスシテ死去シタル者ノ遺族ニ在リテハ死者ノ最終勤務セシ學校所屬廳長ニ退隱料ヲ受ケ死去シタル者ノ遺族又ハ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ニ在テハ臺灣總督ニ差出スヘシ

廳長ハ其所屬學校職員遺族ノ扶助料又ハ扶助金ヲ受クヘキ者アルトキハ扶助料又ハ扶助金ノ請求上必要ノ書類ヲ遺族ニ交付スヘシ

第八條 扶助料請求書又ハ扶助金請求書ニハ戶籍吏ノ作りタル戶籍謄本又ハ廳長ノ證明シタル戶籍調書及左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 明治二十三年法律第九十一號第十二條第一第二第十四條ニ當ル者ノ請求書ニハ廳長ヨリ交付シタル死者ノ履歷書

二 明治三十三年法律第七十七號第三條第三項ニ當ル者ノ請求書ニハ廳長ヨリ交付シタル死者ノ履歷書及醫師ノ診斷書

三 明治二十三年法律第九十一號第十二條第三ニ當ル者ノ請求書ニハ死者ノ退隱料證書

四 官吏遺族扶助法第四條第二項ヲ適用スヘキ者ノ請求書ニハ傷痍若クハ疾病ノ職務ニ起因シタル證據書類醫師ヲシテ診斷セシメタルトキハ其ノ診斷書及退隱料ヲ受ケスシテ死去シタル者ノ遺族ニ在テハ本條第一ノ書類退隱料ヲ受ケ死去シタル者ノ遺族ニ在テハ本條第三ノ書類

〔戊〕

臺灣ニ在職スル地方支辨ノ俸給ヲ受ケル文官列任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

百八十九



〔戊〕

臺灣ニ在勤スル地方支辨ノ俸給ヲ受リシ故官列任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

百九十九

五 扶助料ヲ受クル者死去シ又ハ權利消滅シタルトキハ其ノ扶助料ノ轉給ヲ受クハ  
キ者ノ請求書ニハ前者ノ扶助料證書

六 公權停止ニ依リ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ノ請求書ニハ前者ノ確定裁判宣告書  
寫

七 官吏遺族扶助法第十五條ヲ適用スヘキ者ノ請求書ニハ其ノ事由ヲ詳記シタル書  
類醫師ノ診斷書及退隱料ヲ受ケスシテ死去シタル者ノ孤兒ニ在テハ本條第一ノ  
書類退隱料ヲ受ケ死去シタル者ノ孤兒ニ在テハ本條第三ノ書類公務ニ基因スル  
傷痕若クハ疾病ニ依リ死去シタル者ノ孤兒ニ在テハ本條第四ノ書類扶助料ノ轉  
給ヲ受クヘキ孤兒ニ在テハ本條第五ノ書類

第九條 扶助料請求書又ハ扶助金請求書ヲ受ケタル廳長ハ查覈ノ上請求ノ理由アリト  
認メタルトキハ扶助料年額計算書又ハ扶助金計算書ヲ作り證據書類ヲ添ヘ臺灣總督  
ニ差出スヘシ

第十條 廳長ニ於テ請求ノ理由ナシト認メタルトキハ意見ヲ具シテ臺灣總督ニ差出スヘシ  
臺灣總督ニ於テ前條ノ請求ヲ許可シタルトキハ扶助料證書ヲ作り廳長ヲシテ

本人ニ交付セシム其ノ扶助金ニ係ルモノハ辭令書ヲ用フ

第十一條 明治二十三年法律第九十一號第十三條第二項ニ掲ケタル給與金ノ請求等ハ  
扶助金ノ例ニ依ル但シ癡疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル者ノ請求書ニ  
ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十二條 退隱料支給ノ期ハ退職ノ翌月ニ始マリ死去ノ月ヲ以テ終ルモノトス  
退隱料又ハ扶助料ハ其年額ヲ四分シ四月七月十月ニ於テ其ノ前三箇月分ヲ本人  
居住地ノ廳長ヲ經テ支給ス但シ權利消滅ノトキ及給與金扶助金ハ期月ニ拘ラス之  
ヲ支給ス

第十三條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者其ノ金額ヲ受領セントスルトキハ退隱料證書  
又ハ扶助料證書ヲ以テ其ノ受領權アルコトヲ證明スヘシ

第十四條 退隱料ヲ受クヘキ權利消滅シ若クハ停止セラルヘキ者ノ支給ノ終給ハ左ノ  
各項ニ依ル

一 重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日、日本臣民タルノ  
分限ヲ失ヒタルトキハ其ノ決ヒタル日ヲ以テ支給ヲ終ル

〔戊〕

臺灣ニ在勤スル地方支辨ノ俸給ヲ受リシ故官列任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

百九十九



〔戊〕

臺灣ニ在勤スル地方官支辨ノ俸給ヲ受ケル文官列任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

百九十二

二 公務ニ就キ退職現時ノ俸給額ト同額以上ノ給料ヲ受クルトキハ其ノ給料ノ支給ヲ始ムル日ノ前日ヲ以テ支給ヲ停メ其給料ノ支給ヲ終リタル日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

三 公權ヲ停止セラレタルトキハ禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラルヘキ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日ヲ以テ支給ヲ停メ刑期滿限ノ日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

第十五條 扶助料支給ノ終始ハ左ノ各項ニ依ル

一 日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其ノ失ヒタル日、重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日ヲ以テ支給ヲ終ル

二 公權ヲ停止セラレタルトキハ禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラレヘキ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日ヲ以テ支給ヲ停メ刑期滿期ノ日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

三 公權停止中轉給ヲ受クヘキ者ノ支給ハ本人停止ノ翌日ヲ以テ始メ復給ノ前日ヲ以テ終ル

第十六條 明治二十三年法律第九十一號第四條ニ掲ケタル増加退隱料ノ等差ハ左ノ如シ

第一項 兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ失ヒタルトキ 十分ノ七

第二項 前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ 十分ノ六

第三項 一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒタルトキ 十分ノ五

第四項 前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ 十分ノ四

第五項 一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ 十分ノ三

第六項 前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ 十分ノ二

傷痍疾病ノ等差ハ明治十八年太政官達第十六號文官傷痍疾病等差例ニ依ル

第十七條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者住所ヲ轉シタルトキハ臺灣總督ニ届出ヘシ

第十八條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者死亡シ若ハ權利消滅シ又ハ公權ヲ停止セラレタルトキハ戸主又ハ本人ヨリ臺灣總督ニ届出ヘシ

前項死亡ノ場合ニ於テ扶助料ヲ受クヘキ遺族又ハ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ナキトキ若ハ退隱料又ハ扶助料ヲ受クル權ヲ失ヒタルトキハ届出ト同時ニ退隱料證書又ハ

〔戊〕

臺灣ニ在勤スル地方支辨ノ俸給ヲ受ケル文官列任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

百九十三



〔戊〕臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官列任  
以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

扶助料證書ヲ返納スヘシ

第十九條乃至第二十一條 (削除)

第二十二條 水火盜難等ニ依リ退隱料證書又ハ遺族扶助料證書ヲ亡失シタル者ハ臺灣  
總督ニ届出ヘシ

臺灣總督ニ於テ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ退隱料證書又ハ扶助料證書ノ謄本ヲ作  
リ交付ス

前項退隱料證書又ハ扶助料證書ノ謄本ハ本證書ト同一ノ効力ヲ有ス  
第二十三條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者氏名ヲ改メタルトキハ退隱料證書又ハ扶助  
料證書ヲ添ヘ臺灣總督ニ届出ヘシ臺灣總督ハ證書ノ裏面ニ其ノ事實ヲ記載シ署名捺  
印シテ本人ニ交付ス

### 追 録

○府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退

隱料及遺族扶助料法中改正ノ條項(明治四十一年四月日)

(本改正ノ分ハ明治四十一年五月一日ヨリ施行ス)

第三條中(第一、二號ハ元ノ通り)

三 廢職廢校ニ依リ退職シ又ハ學校編制ノ變更ニ依リ退職ヲ命シタルトキ

第五條 退隱料ノ年額ハ退職現時ノ俸給ト在職年數トニ依リ之ヲ定ム

勤績滿十五年以上ニシテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ勤績滿十五年ニ對シテハ俸給  
年額ノ百分ノ二十五(元ノ二百四十分ノ六十二圓シ)トシ次ニ滿十五年以上ノ勤績年數中十五年ヲ  
控除シタルモノニ對シ一年毎ニ百分ノ一(元ノ二百四十ノ分ノ一ナリ)ヲ加ヘ次ニ其他ノ在職年數ニ  
對シ一年毎ニ百五十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム

前項ノ場合ヲ除クノ外在職滿十五年以上ニシテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ在職滿

○府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退  
隱料及遺族扶助料法中改正ノ條項



十五年ニ對シテハ俸給年額ノ百分ノ二十五(元ノ二百四十分ノ六十ニ同シ)トシ爾後在職一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至リ止ム(此項元ノ率ニ同シ)

前二項ノ場合ニ於テ在職四十年以上ノ者ニ給スヘキ退隱料ハ四十年ノ額トシ又前條ニ依リ給スヘキ退隱料ハ前項ニ依リ算出シタル十五年ノ額トス

官吏恩給法第五條第四項第五項第六條第十條第十一條及第十三條第二項ハ退隱料ニ之ヲ準用ス(此項改正ノ趣旨ハ法律第九十號ト同一ナリ)

(第六項ハ元ノ第二項其儘トス)

第七條 退隱料ヲ受クル者重罪ノ刑ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ退隱料ヲ剝奪ス(元ノ趣旨ト同一ナリ)

退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其間退隱料ノ支給ヲ停止ス但シ第一號ノ場合ニ於テハ其差額ニ限り支給ヲ停止ス(改正ノ趣旨ハ法律第九十號ト同一ナリ)

一 公務ニ就キ受クル給料ト退隱料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキ

二 公權ヲ停止セラレタルトキ

第十條 第二項以下(第一項ハ元ノ通り) (改正ノ趣旨ハ法律第九十號ニ同シ)

公立學校職員ニシテ教育事務ニ従事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任シタル者退官又ハ退職シタルトキハ公立學校職員ノ在職年數ニ應シ前項ノ給與金ヲ給ス

第三條若クハ第四條ニ依リ退隱料ヲ受クル者、他ノ法律ニ依リ退隱料若クハ恩給ヲ受クル者、自己ノ便宜ニ依リ退職退官シタル者又ハ懲戒處分ニ依リ免職免官ニ處セラレ若クハ刑事裁判ニ依リ失職失官ニ該當シタル者ハ前二項ノ限ニ在ラス

本條ノ退職給與金ヲ受ケタル者公立學校職員ニ再任シ爾後退職シタルトキハ第一項ノ在職年數ハ再任ノ月ヨリ起算ス

本條ノ給與及之ニ關スル費用ハ轉任者退職者ノ轉任退職ノ際勤務セシ公立學校所屬府縣郡市町村ノ負擔トス

附 則

本法施行前退隱料ヲ受ケタル者ニシテ本法施行後再公立學校職員ト爲リ在職滿三年以上ニ至ラスシテ退職シタル者ノ退隱料額等定方ハ仍從前ノ例ニ依ル

(此ノ附則ハ法律第九十號ト少シク趣旨ナ異ニス明文ヲ比較シテ知ルベシノ方トハ少シ)

○府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退  
隱料及遺族扶助料法中改正ノ條項



○樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料

ニ關スル規定(明治四十一年三月三十一日法律第三十五號)

- 第一條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第一條乃至第十三條及明治二十九年法律第十三號第二條ノ規定ハ樺太廳立小學校教員及其遺族ニ關シ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官之ニ行フ
- 第二條 本法ニ依ル給與ハ國庫ノ支辨トス
- 第三條 樺太廳立小學校正教員ハ其ノ給料額ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ
- 第四條 市町村立小學校正教員ノ在職年月數樺太廳立小學校正教員ノ在職年月數ハ本法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ於テ相互之ヲ通算ス
- 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號及在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ在職在官年月數ニ付テモ亦前項ニ同シ

前項ニ掲ケタル法律ニ依ル小學校正教員ト樺太廳立小學校正教員トノ間ニ於ケル轉勤ハ之ヲ勤績ト看做ス

第五條 明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ樺太廳立小學校正教員ノ退隱料及遺族扶助料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔備考〕

樺太ニ小學校令ヲ準用スル件ノ規定ハ明治四十一年三月二十三日勅令第四十五號ヲ以テ公布セラル

○在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法

中ノ改正條項(明治四十年四月號日)

第八條 特別ノ地域ニ在リテハ勅令ヲ以テ本法中主務大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ヲ行フヘキ者ヲ定ムルコトヲ得

〔備考〕

關東州及南滿鐵道敷地内ニ在ル學校ノ指定ヲ關東都督ニ委任スル爲メ本條ノ追加アリ

○在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中ノ改正條項



○公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行

方(百二十四頁所載)中改正ノ條項(明治四十一年二月廿七日勅令第十三號)

第二條中

三 教育事務ニ從事スル北海道府縣郡區島廳並臺灣總督府廳統監府關東都督府樺太廳官吏

(備考) 百十頁所載參照ヨ從テ訂正スヘシ

○樺太廳立小學校教員退隱料等ニ關スル法

律施行方(明治四十一年四月一日勅令第七十一號)

第一條 明治二十五年勅令第十八號ハ樺太廳立小學校正教員ニ關シ之ヲ準用ス

第二條 左ニ掲クル年月數ハ正教員在職年數ニ算入スヘシ

一 小學校令ノ規定ニ依リ普通免許狀又ハ小學校正教員府縣免許狀ヲ有スル者ニシテ明治四十一年法律第三十五號施行前樺太廳小學校教員ノ職ニ在リタルトキハ其ノ在職ノ年月數

二 前號ニ掲クル免許狀ヲ有スル者ニシテ明治四十一年法律第三十五號施行前樺太民政署ニ於テ教育ノ事務ニ從事シタルトキハ其ノ在職ノ年月數

第三條 樺太廳立小學校教員ノ退隱料及遺族扶助料ノ審査ニ關シテハ學校職員恩給審査規程第二章ノ規定ニ依ル



○公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行方  
方(頁二十四)中改正ノ條項(明治四十一年三月廿五日)  
勅令第七十三號

第二條中

三、教育事務ニ從事スル北海道府縣郡區島廳並臺灣總督府廳統監府關東都府樺太廳官吏  
(備考) 百十頁所載参照モ從テ訂正スヘシ

○樺太廳立小學校教員退隱料等ニ關スル法律施行方(明治四十一年四月一日)  
勅令第七十一號

第一條

明治二十五年勅令第十八號ハ樺太廳立小學校正教員ニ關シ之ヲ準用ス

第二條

左ニ掲クル年月數ハ正教員在職年數ニ算入スヘシ

一、小學校令ノ規定ニ依リ普通免許狀又ハ小學校正教員府縣免許狀ヲ有スル者ニシテ明治四十一年法律第三十五號施行前樺太廳小學校教員ノ職ニ在リタルトキハ其ノ在職ノ年月數

二、前號ニ掲クル免許狀ヲ有スル者ニシテ明治四十一年法律第三十五號施行前樺太民政署ニ於テ教育ノ事務ニ從事シタルトキハ其ノ在職ノ年月數

第三條 樺太廳立小學校教員ノ退隱料及遺族扶助料ノ審査ニ關シテハ學校職員恩給審査規程第二章ノ規定ニ依ル

附錄目次

- 一、小學校令施行規則第百廿七條退職者ノ退隱料は  
あるか
- 二、同上(十五年以上在職者)ノ一時給與金はあるか
- 三、退職給與金を受けたる者ノ再就職後ノ年數は通算するか
- 四、退隱料は休職中も支給せらるるか
- 五、退職給與金は再就職中に於て受けらるるか
- 六、師範學校卒業生未成年中ノ年數は除算するか
- 七、一學級擔任ノ准教員ノ在職年數は加へられぬか
- 八、本科正教員職務擔任ノ准教員ノ在職年數は加ふるを得るか
- 九、病氣休職者は病氣退職を出願し得るか
- 十、甲縣の病氣退職者は乙縣に就職出来るか
- 十一、單級學校の合併は双方とも廢校なりや
- 十二、轉任又は退職の都度退隱料を受けたものが恩給を受けらるるか
- 十三、免許狀有効期限滿期失職前ノ年數は加ふることを得るか
- 十四、寡婦は希望により一時給與金を受け實母が扶助料を受くること出来るか
- 十五、教員恩給につきての疑義
- 十六、高等科併置のとき辭令を受けぬ者は恩給を請求して可なりや
- 十七、專科正教員は恩給を受くる能はざるか
- 十八、女正教員ノ遺族扶助料は請求し得るか
- 十九、女正教員ノ遺族は扶助金を支給せらるるか
- 二十、退職ノ事由が本人の出願と異なりたる爲め恩給を受くる權利を障害せられたりとして出訴し得るか



○本書の讀者に對し教員恩給  
に關する質疑に應答すべし

本書の著者 吉田升太郎

質疑は、事實問題に限る。法理上のことは之を避く。質疑者は左の事項を詳記し質疑の要點を明記して送附せらるべし。

**注** 「本書與付より質疑券を切り取り、郵券六錢と共に添付を要す」  
「本書の定價及郵税に相當する金額に六錢を加へたる金額を爲替にて添付せらるゝもよし此の場合に於ては書肆より本書を郵送せしむべし」

- 一 教員資格に關する履歴。免許狀の種類其の受得の年月日、有効期間、其地方限の規定によるものは其の規定の概要)
- 二 職務に關する履歴。(就職、退職(事由を明記)の年月日、轉校、廢校の年月日)
- 三 本人の生年月日。
- 四 扶助料に關しては戸籍面の寫し(戸籍吏の作りたる謄本ならば大によし)
- 五 其他参考上必要と認むる事項。

附 録

余が受けた數多き質疑に對し、應答したるもの、中につき、こゝに二十件を採録す。本書上編釋義の補遺として一讀あらんことを望む

質 疑 應 答

一、小學校令施行規則第二百二十七條により退職を命ぜられたるものは、十五箇年以上在職しても退隱料を受くることが出來ぬといふが事實なりや。

答

十五年以上在職しても法律第九十條小學校教員退隱料遺族扶助料法第一條の明文で定められたる要件に適合せぬときは、退隱料を受くることが出來ぬ。尤も同じ第二百二十七條によつたものでも、休職となつて満期退職となつたものは、之を受くることが出來る。



## 附 録

余が受けた数多き質疑に對し、應答したるもの、中につき、こゝに二十件を採録す。本書上編釋義の補遺として一讀あらんことを望む。

### 質 疑 應 答

一、小學校令施行規則第二百二十七條により退職を命ぜられたるものは、十五箇年以上在職しても退隱料を受くることが出来ぬといふが事實なりや。

答

十五年以上在職しても法律第九十號(小學校教員退隱料遺族扶助料法第一條の明文で定められたる要件に適合せぬときは、退隱料を受くることが出来ぬ。尤も同じ第二百二十七條によつたものでも、退職となつて満期退職となつたものは、之を受くること出来る。



二、然れば同法の第八條の給與金を受けることが出來ず。誠に氣の毒のものである。まるで懲戒處分を受けたと同じものであると思ふ。一體どういふものであるか伺ひたし。

答

同法の第八條の給與金は受けることが出来る。これは同條の明文通りで、他の條項にも他の法令にも之を打ち消して居らぬ尤も明治卅二年四月から第八條の明文が改正せられたことを知らぬ人は、之を受くる事が出來ぬと思つてゐる。改正前は「十五年未満にして」といふことがあつたが、改正のときに取れた。

尙又此人が他日就職して第一條の要件に該當するやうの退職の場合には前後年數だけの退職料が受けらるゝのである。

三、法第八條の給與金を嘗て受けた者は其後就職して罷めたときに、前の年數を除算するといふが、給與金を受けなかつた者は通算するのですか。

答

間が漠然とお答へに著しみますが、退職料に關しては何れでも通算します。しかし十五年に滿たぬときは給與金を受くるのですが、此の時には嘗て受けた分の在職は御尋ねの通り除算します。若し受けぬときは通算するかとお尋ねならば、一つ御尋ね返しすることがある。それは卅二年三月までは給與金を受けぬならば、受けぬといふことを申立て、おと規定です。申立て、受けぬならば、給與金の時に通算します。若し此の手續きを怠つてゐて受けなかつたならば、それは自分で受くべき權利を放棄したので、受取りたるものと同じものと見られるので、從つて通算しませぬ。尙念の爲め申しますが、退職料に關しては受けた者は受け續で受けぬものでも、受けたるものでもすべて通算します。

四、退隱料證書を受けたる者が未だ其の金額の支給を受けざる前に小學校教員に再就職したるが、間もなく休職となりたり。退隱料は休職満期の時から支給を受けらるゝのでありまするか。

答



一旦退職料を受くべく裁定せられたる者即ち退職料證書の交付を受けたる者は、既に退職料の支給を受くる権利を確保せられたものである。其者が更に小學校正教員に就職したからとて、其の證書の効力が消滅したものでない。尤も其の俸給が前の職を退くとき受けてゐた俸給と同じ額であるか、其以上であるときは退職料の支給は其の俸給を受くる間だけ、停止、停止のことは本編を参照ありたしせらるゝのみである。であるから停止せらるべきものでない以上は、支給の定月即ち四月、七月、十月、一月に、其の支給を請求すべきである。其の受領を怠ること久しきに及べば、後に至り支給せられぬのである。通常では休職者は休職給を受けぬから、其の次の月の分からは退職料の支給を受けべきものである。何も休職満期を待つ迄もないのである。序にいふが、休職満期の上は更に又退職料證書の更正を求むべきである。それは年数が増すから従て退職料額（俸給は前後同額として）が増すべき譯であるからである。

五、七年以上正教員に在職して一箇年間休職となつた者が、休職満期後間もなく再び正教員に就職したときは、前の給與全は請求出来ぬものであるか。

答

請求出来ず。請求するがよろしい。何の遠慮も入らぬことである。休職満期のときは自然退職となつたのである。たとひ其翌日就職したからとて、勤続とはならぬのである。されば請求する時たとひ在職して居ればとて、何も差支へないので、法第八條の明文通り支給せらるべきである。序にいふが、極めて大切のことであるから、注意して貰ひたい。本問の七年が十四年であつたとする時は、休職満期の日には、満十五年に達してゐて、退職料を受くべき事由が明かに生じてゐる。が、る場合には、屹度、退職料を遠慮なく請求すべきである。若し請求せずに置くこと三箇年以上に及べば、前の在職年月数は無効になつて、後に至つて更に取りかへしがつかぬのである。

答

六、師範學校卒業生の未成年中小學訓導を奉職せる年数は、恩給の勤務年數に加算せらるゝか、又は文官同様加算せられざるか。

前段の通りです。尤も師範學校卒業生は直ちに訓導となることが出来なかつた時もある。



つたがそれは無論除算すべきである。

七、明治二十年より今日まで勤績者にして、其年限中明治三十年迄は本科正教員の免許状を有せず、授業生又は准訓導の職名にて一時教授すべき本科准教員勤務。明治三十年より今日に至る本科正教員の資格にて勤績の所、今回病氣の爲め依願退職の者あり、恩給を受けらるるか。

答

正教員の在職年数が滿十五年となるにあらずんば、退職料を受くる権利なし。同者は九年の在職なり。卅年六月より卅九年五月までとして、されば一時給與金を受けらるべし。期く下後日再就職して、六箇年以上となつて罷める時には、退職料を受くるを得べし。

八、本科正教員職務擔任を命ず(明治三十年十月五日付、明治三十二年九月まで)又は同文(明治三十三年三月十日付、明治三十四年二月まで)の辭令を受けたる准教員の在職年数は、正教員の在職年數に加算し得べきか。

答

出来ませぬ。此の辭令は各地方一様ならぬけれども、前問の一時教授すべき本科准教員勤務と同じものである。この辭令は、當時の小學校令の規定に基き、准教員は一體正教員の職務を補助すべきものなるも、一時正教員同様(即ち一學級擔任の職務を執るべきことを命じたもので、決して正教員としたのではない。

九、小學校令施行規則第一二二條第一項若しくは第二項前段に依り、休職を命せられたるものが、休職滿期を待たず、數ヶ月の後、第一二六條第二項上段により退職を出願することが出来ませるか。



答

出来ると思ひます。尤も第一項の休職者は、何も病氣退職を出願する必要がないと思ふ。休職者は職務を執らぬものであるから、たとひ病氣が重くなつたからとて退職するに及ばぬことである。又府縣知事が病氣の休職者に同じ原因で程度は輕重あるにせよ、退職を命ずることは、辻褄が合はぬ話となる譯で、恐らくは、退職を命ずることをせぬであらう。何故ならばといふに、現職者が職務に堪へぬといふことは、病狀に照らして判定が出来ること勿論であるが、現職にあらぬものが職務に堪へるか堪へぬかは、事實に依する事が出来ぬから判定がつかぬ。つまり想像の扱をせればならぬ。

十、甲乙兩縣にて小學校本科正教員の資格ある者、甲縣にて疾病により退職し、退隱料を受けし者が一ヶ月位にて全快して乙縣に就職出来べきや否や。

答

この間は少し恩給に縁の薄きようではあるが、大切なことであるから、お答へ申さん先

づ此事は退隱料を受けし者と否らざる者といふをいふ必要がないのである。法令の上では、事實病氣が全快し職務に堪へるものれば、甲縣でも乙縣でも就職毫も差支へなし。しかし一體教員の進退は慎重丁寧になすべきもので、一方又恩給の権利の生ずる基で極めて大切のものと恩料せしを以て、序説に第六、七、八の三節を設けて、反覆詳説しておいたのである。病氣の爲めの休退職は、恩給顧問醫の意見を聞いて處分すべき定めになつてゐるから、一二月位で全快する病氣の爲めに退職を命ずるとの出来ぬは、分りきつてゐることであるが、物事はソコ分りきつてゐる通りにはゆかぬものである。のは、殆んど公然の常例である。その爲めに病氣退職の者は一ヶ年を経過せぬときには再任用せぬなどいふ内規を設けて、教員進退止の秩序を維持する地方もあるのである。又乙縣で採用する場合に當り健康證明書學校醫又は特に指定したる醫師の作りたるを提出せしめて、其無病となり職務に堪へるといふ確認のついた上でなければ、任命せぬ(代用教員にさへ)地方もあるのである。或は又、甲縣の依頼により甲縣の内規通り或る期間任用せぬともある。是皆任用上の詮議に屬するもので、一様には申されぬ事である。

十一、甲乙兩尋常小學校單級あり、乙校を廢して、甲校に合併し、甲校は多



級編制となり、尙又同日甲校に高等科を併置したり。右は舊甲校は廢校なるか、將た學校編制の變更なるか。

答

質問者の問の如んば、學校編制の變更である。乙校を甲校に合併した爲め二學級となる。是れ學校編制の變更である。又高等科の併置、是れ又學校編制の變更である。しかし變更であるも、擴張であるから過員を生ぜぬので、從て何人も休職とする譯にはゆかぬのである。然りと雖も、乙校を廢すると共に甲校をも廢し、新に一校を舊甲校に設けても、よろし事實は双方とも同様である。しかし法の、上からは、大に違ふのである。即ち甲乙兩校を廢して更に新校を創めたと認むべき取扱であつたならば、無論甲校は廢校である。要するに、其の取扱方如何によるもので、一樣にはいへぬ。たしか新潟縣で廢校であるとか、廢校であらぬとかで、恩給問題を行政裁判所に持ち出した例があつた。本問の如き場合は、郡長の校數位置指定の形式如何によるのである。

十二、轉任？又は退職の都度、退隱料（一時給與金）を受領せるも、十五年以

上に達すれば恩給金請求し得るか。

答

お尋ねが、少々分り兼ねるが、先づ大切なことは、退隱料と一時給與金と恩給との區別を明瞭にすることである。學校教員には、退隱料といつて恩給とはいはぬが、便宜上、退隱料と恩給とを同一意味に用ゐることもある。又恩給といふ語を廣き意味に用ゐ、退隱料も遺族扶助料も含ませていふこともある。此の書物の題目が即ち其れである。一時給與金は字の示す通りのもので、退隱料とは別物である。さて問意を「一時給與金を受けた者にも、前後を通算して、滿十五年以上となれば、退隱料を受くる權利ありや」とのこととして「然り」と答へる。

十三、左の如き履歷の者は退隱料を受けらるべきか。

(甲) 明治十四年六月より五年………訓導在職免許狀有効滿期に

付自然職を失ふ

(乙) 明治廿七年四月より七年十一月………前項失職後空しく引續き教



鞭を執る

(丙) 明治廿七年五月より十一年八月……再び訓導在職

答

右甲(丙)の年月數を通算して十六年八月となる故廿八年十二月の退職が合法ならば十六年分に相當する退職料を受くる權利を有するのである。扱(乙)は如何なる名義の下に教鞭を執りしか、殆ど八箇年の久しき、何等の免許狀を與へられざりしにや、餘りといへば、教員を待遇するの道を得たりとするべからず、如何なる事情のありたるかは知られど、かゝるとのなからんことを望むことの切なるが爲め、本書では特に其の免許、資格、進退のことを長々しく説くのである。折角の恩給法も、進退等の扱ひ方のあしき爲めに、恩典の恩典たる効能を大に減殺する譯合で、實に堪へられぬことである。免許狀有効満期のときには、當然其の職を解かれたるものと見做すので、恩給法では「失職」とはせぬのである。故に甲の年數は恩給の年數中に加算せらるゝのである。

十四、明治十九年三月以來正教員を奉職せし者が在職中三十九年四月

病死したり遺族としては妻(三十八才)と實母(六十三才)と二人あるのみ、妻は近き將來に於て、離縁して實家に復歸する筈にて、つまり全くの遺族は實母一人のみ、妻が在家中に退職料か、又は一時金を請求するにつき、親戚相談の結果、一時金を請求することにいたしたる量見に御座候。就きては

- (イ) 一時金請求成立つものとするれば若干金下附せらるゝか。
- (ロ) 退職料ならば年額若干なるか。
- (ハ) 請求すべき期間は、何ヶ月以内に於てなすべきか。(其他略)

答

- (イ) 成立りませぬ。
- (ロ) 退職料ではありませぬ。遺族扶助料であります。
- (ハ) 三箇年以内に請求しなければいけません。詳しく説明すれば左の如くである。



▲法律で定めてある條件に適合すれば、退隱料若くは遺族扶助料を受くる権利が生ずるので、其の時は、本人の都合で一時給與金を受けたいとか、一時扶助金を受けたいとかいふことは、出来ぬのである。しかのみならず、折角の権利を抛棄してしまへば、後に至り回復が付かぬのである。本問の如きは、正教員の職にあること二十年二月、在職中に病死したのであるから、其遺族は、扶助料を受る権利があるのである。親類相談で定まるものでないものである。

遺族扶助料は先づ寡婦が受くべきもので、其の戸籍を去らざる間は、如何ともする能はぬものである。されば、先づ寡婦が成規の通り、兎に角之を請求し、五月(夫の死去の翌月)より戸籍を去る月までの分は、寡婦の受べきものである。尤も請求の手續が後れて戸籍を去つた後になつても、寡婦から請求してよるしい。戸籍を去れば、権利消滅であるから、其翌月の分からは、母が受くることとなる。そこで轉給の手續きをするのである。明治二十五年二月の文部省令第二號の第七條第八條の規定によるべし。故に寡婦が夫の病死の其月内に戸籍を去らざる限りは、たとひ一ヶ月分にては先づ寡婦の受くべきものである。故にたとひ寡婦が請求せぬでも、其分まで母が請求することは出来ぬのである。

▲因にいふが、小學校令施行規則第五百七條に基いて、地方々々の規則で定められた三ヶ月分の給與金本釋義序説の第二節甲「ホ」死亡給與金は、遺族でありさへすれば、誰にでも

下賜される筈のもので、これは別に請求を待つまでもなく、其筋で取計つて、知事若くは郡市長知事から委任された場合に限るから、辭令が下り、其金額は、市町村の學校費から支拂はれるのである。萬一、町村役場が郡役所で、忘れて取計らつてくれぬときには、爲念催促して見るもよからう。(以上「イ」の説明)

▲扶助料の計算仕方は次の通りである。俸給を三十圓、年功加俸を三圓五十錢と見て計算する。

$$(30 + 3.5) \times 12 \times \frac{65}{240} = 109 \dots \text{(甲)}$$

$$109 + 3 = 112 \dots \text{(乙)}$$

(甲)は、亡夫の受くべき退隱料の年額で、(乙)は、即ち寡婦の受くる扶助料の年額で(同上)ある。母の受くべき扶助料も同額である。(以上「ロ」の説明)

▲請求は、三十九年四月二十一日(此日に扶助料を受くる事由が発生したのである)から三年以内にすべきである。先づ寡婦が此期間内にするので、轉給の場合には、寡婦が戸籍を去つた日(此日に母が扶助料を受くる事由が発生するのである)から三ヶ年以内にすべきである。(以上「ハ」の説明)



十五、次の如き質疑が某縣某氏(二つながらわさわ)から來た。

(前略)……扱今般左記の件實行に際し聊か疑義あり本縣當局者に尋問せしに十分に要領を得ず乍去個人として文部當局へ伺出づるも如何と存じ他に知己もなく已むを得ず貴下へ御依頼申出んと決心なせし次第……(後略)

○教員恩給に就ての疑義

い、明治廿七年二月十日文部省令第三號(廢校の際即、日他の學校教員に任せらるゝもの、勤績方)は明治廿三年法律第九十號(教員恩給法)發布前後に通じて適用し可然哉(明治十四年六月以後へ總て適用すべきかといふにあり)  
ろ、免許狀有効満期の爲め退職し(明治二十年十二月某日如上の理由によりて退職を願出て同年十二月十三日依願免本官の辭令來れ

り)明治二十四年十月まで雇教員を奉職し廿四年十月廿三日訓導を拜命す。

右は免許狀満期前と廿四年十月訓導拜命後との勤務年數を通算することを得るか(こは文部省令であつたかよく覺えて居りませぬが、慥か免許狀満期退職せしもの以後六ヶ月内とかで資格を得たならば勤績者とするといふことがあつたと思ふ、一寸御參考迄に申添える此法令が今尙存し居るとすれば無論のことなれど云々)

- 一、明治十七年十月訓導拜命
- 二、明治二十年三月限り(廢校の爲め)自然退職
- 三、明治二十年七月二日他校訓導拜命
- 四、明治二十年十二月十三日依願免本官(免許狀満期の爲め)



五、明治二十年十二月十五日より廿四年十月迄雇教員奉職

六、明治廿四年十月訓導奉職

七、明治廿九年三月退職

答

本件は簡單明瞭のこと、質疑者の疑義とする所が、殆ど見當違ひである。恰も大道を行して自ら岐路に迷ふが如きものである。而して所謂本縣當局者なるもの果して其のいふが如く要領を得ぬ説明を與へたことが信ならば、大に恐れざるを得ざる次第である。よかうの當局者に大切の教員恩給のことを取扱はれては、權利(或る意味からは國家が小學教員を優待する爲めの恩典)の確保が危険であるからである。要するに(四)の辭表に何と書いてあるか。其の辭表が本人の言ふが如くれば、無論(一)(二)間の年月數と(三)(四)間の年月數とは(六)(七)間の年月數に通算することが出來て、滿十五年以上となるのである。若し其の辭表が自己の便宜と認めらるべき書き振であれば(四)迄の分は失効で、(六)(七)間のものばかりとなつて、滿十五年に滿たぬのである。諸疑義とする所を分解列擧すれば左の如くである。

1、明治廿七年文部省令第六號は明治十四年六月以後なれば「法律第九十號」發布の前後

に通じて適用するか。

□、免許狀効力満期の爲め退職したる後、數月にして再び就職したる時は前後通算するか(此の通算といふは、質問者は勤續といふことと同義と思つて居るにあらぬか、否らざれば次の疑問の要がないのである)

ハ、免許狀効力満期後六箇月(？)以内に資格を得て再就職すれば勤續者とするといふことがあつたと思ふが、然るか。

此の疑問と本人の履歴とを對照して見るときは、何の爲めにこんな疑を起したかといふことを考へざるを得ぬのである。つまり、質疑者は恩給上勤續といふことが是非大切であると考えたからであらう。年功加俸支給に關して勤續といふことが是非共大切のことであるのと同じ様に考へたからであらう。

一、十七年十月より二十年三月まで………二年六月

一、二十年七月より同十二月まで………五月

一、廿四年十月より廿九年三月まで………十四年六月

計………十七年五月

右の如く、きれてゐても通算して滿十五年以上となるからよろしいのである。廿九年三月の退職が本書第二章第一節の要件に適合してゐて(四)が事故の便宜の退職でなければ



は俸給年額の二百四十分の六十二だけの退職料を得る権利を生ずるのである。

質疑者は(二)と(三)とが勤績となるか否やといふ所から(イ)の疑問を誘起し(四)と(五)とが勤績となるか否やといふ所から(ロ)と(ハ)の疑問を誘起したので、年功加俸の扱ひと恩給の扱ひとを混同視してゐたから、此の如き小面倒の疑が起つたのである。

(イ)の答……明治廿七年二月以後、本文の如き事柄に適用されるので『法律第九十號』の發布と關係はない。又明治十四年六月とも關係がない。

(ロ)の答……勤績と見做す規定がない。……通算の本義に對しての答は前段中にあり。  
(ハ)の答……舊規定の年功加俸の取扱に關して御尋ねの趣旨の法令がありました。が、今では勿論消えてしまつた。

序にいふが、免許狀の効力満期のときは別に辭令を須めず、満期の日を以て退職とするのが各地通例の扱ひであると思ふが、辭令書を用ゐるのも別段不思議はないが、質疑者の奉職地では本人から辭表を提出せしめる扱ひと見える。これは、随分面白い取扱だと思ふ。一昨事實効力満期の日が十二月十三日でなく其以前の日であつたとすれば、無資格者の在職したることとなり不都合である。又其以後でありとすれば、有効満期前の退職と

なつて、本人のいふが如く有効満期の爲めの退職でなくなる。それならば、十二月十三日であつたとする前から此日になれば免許狀の効力がなくなるといふことが分つてゐたならば、何故其の効力がきれぬ内に(優)良の教員をして尙其の職にあらしむるよう(次)の免許狀を授與せなんだか、事實勤績せしめて居りながら、辭表を提出せしめたのが可笑い、勤績せしむる必要がないとすれば、辭表を提出せしむるまでもなく、退職を命じてよいのである。

十六、尋常小學校が尋常高等小學校となつたとき、他の者には新しい辭令が來たが、其の辭令の來ぬ正教員は、當然退職者であるから滿十五年以上の者であるときは、三ヶ年以内に退職料を請求せねばなりませんぬか。

答

退職料を請求せねばならぬどころか、土臺退職料を受くべき事由が発生せぬのである。在職者であるのである。何故かといふに、此の場合、學校が廢せられたのでないからであ



る。然らば、新しい辭令の來たのは何故であるかとのことは、現行の法令上、余には解釋が  
 付かぬ間違つてゐるか否かといふことも余には答へが出来ぬ。しかし同じ正教員に對  
 し別様の扱をなし辭令の來る人と來ぬ人との差別をつけるのは大に可笑いと思ふ。そ  
 は辭令のあるなしに拘はらず、何れも在職者であるからである。准教員のことには別であ  
 る。一、尋常小學校に高等小學校の教科を併置するので、尋常小學校を廢して尋常高等  
 小學校を新設するのではない。小學校令の明文でも、取扱方でも左様である。即ち學校  
 編制の變更である。補習科を設けた同じと譯柄である。唯名稱の變更は小學校令の明文  
 上、必然起ることである。名稱の變更必ずしも、學校の廢設ではない。序にいふが尋常高等  
 小學校の高等科を廢止するのも、其の修業年限を變更するのも、同じく學校編制の變更  
 である。唯前者は同時に名稱の變更が當然伴生するのである。決して學校の廢設が起る  
 のではない。學校が廢止されぬのに小學校令施行規則の規定に依らずして退職となる  
 べき筈がないのである。此の事は恩給上重大の關係あることなれば、決して間違ひのな  
 いようにしておきたい。

十七、明治二十三年法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶

助料法の第一條中の「市町村立小學校の正教員」と有之候は本科正教  
 員を指すものにして専科正教員を包含せずと申すもの有之候處左  
 様に候哉

答

恩給法にては、本科にても、専科にても、正教員でさへあればよろしいのである。(本書十七  
 頁参照)

十八、在職十五年以上の女正教員在職中死亡したるものあり。遺族は扶  
 助料を請求し得べきか。

答

遺族とは誰なりや。夫なれば之を受くることが出来ぬのである。何故となれば法律中  
 夫に支給する扶助料の規定がなき故がある。又遺子にても之を受くること出来ぬので  
 ある。是又法律に明文がないからである。しかし孤兒(幼にして父なきを孤といふ)は之を受くる權利が



ある故、既夫も死亡して孤兒(種族第三章第節を見よ)あらば之を受くることが出来るのであるが、母が死去後三箇年後ならば之を請求することが出来ぬか、出来るか、如何一寸疑いである。蓋し法の不備である爲めである。若し此の女正教員に夫も子もなく、母のみありとすれば、女教員死亡後、此の母は扶助料を受くるの権利があるのである。文官は近頃は女で任官せられたるものがあるが、元と男と限られてゐた事實により其の遺族扶助料法が、女のことを見ぬのであつた。其の文官の扶助料法を教員に準用することとして、女正教員の爲に何等の規定のなきは、扶助料法が完全とはいへぬ。速に此の不備を補うて女教員に對しても完全確實なる遺族扶助料の権利を確保するようにするのが當然である。

十九、然れば、扶助金は受けらるゝものによ。

答

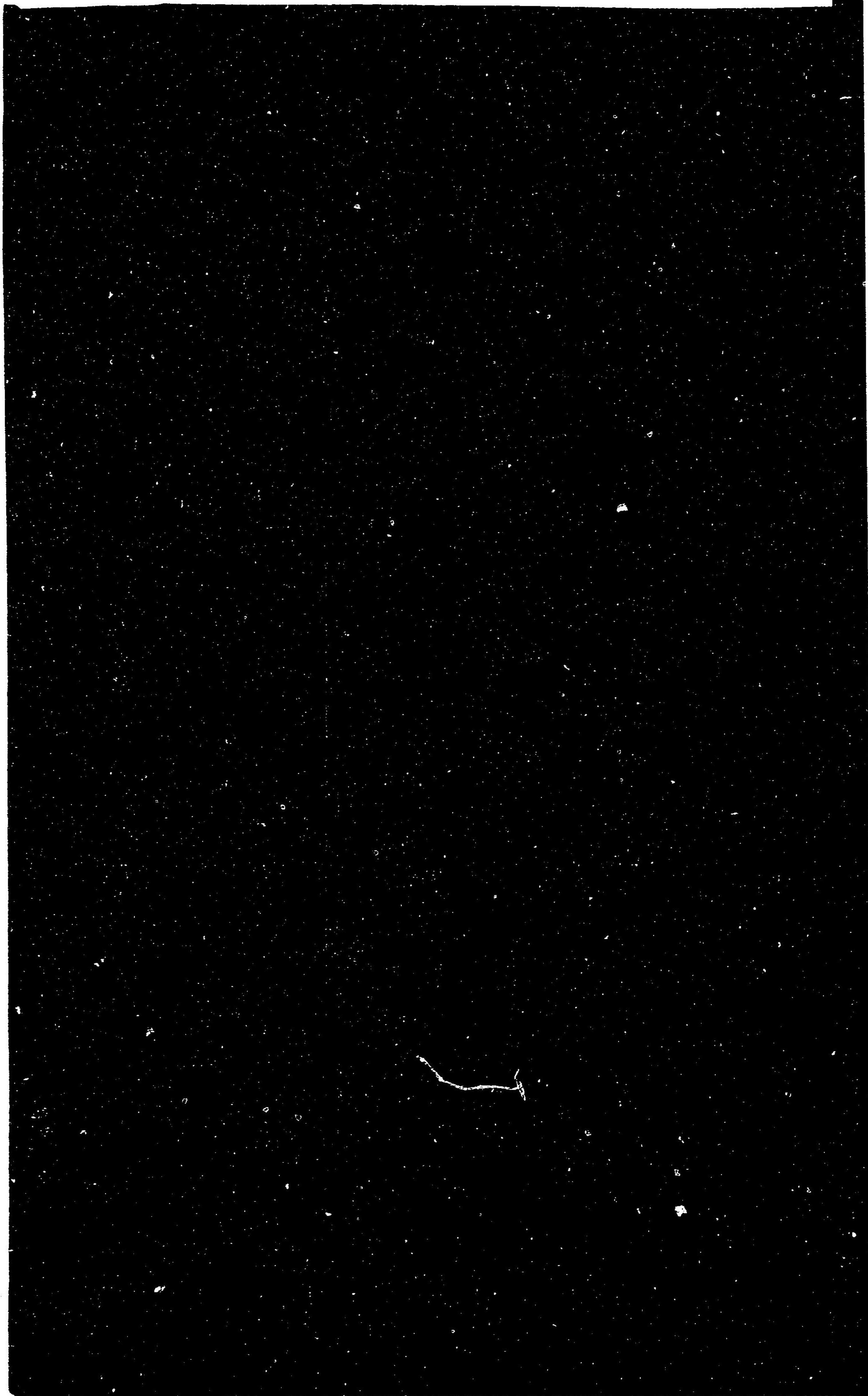
扶助料が受けられぬからとて、扶助金が受けらるゝといふ譯にゆかぬのである。是れ退職給與金の方は十五年未満といふ制限がなければ、扶助金の方は、法第十二條に十五年未満と明かに制限してあるからである。尤も十五年未満の場合には、既夫より扶助金



欠

MISSING

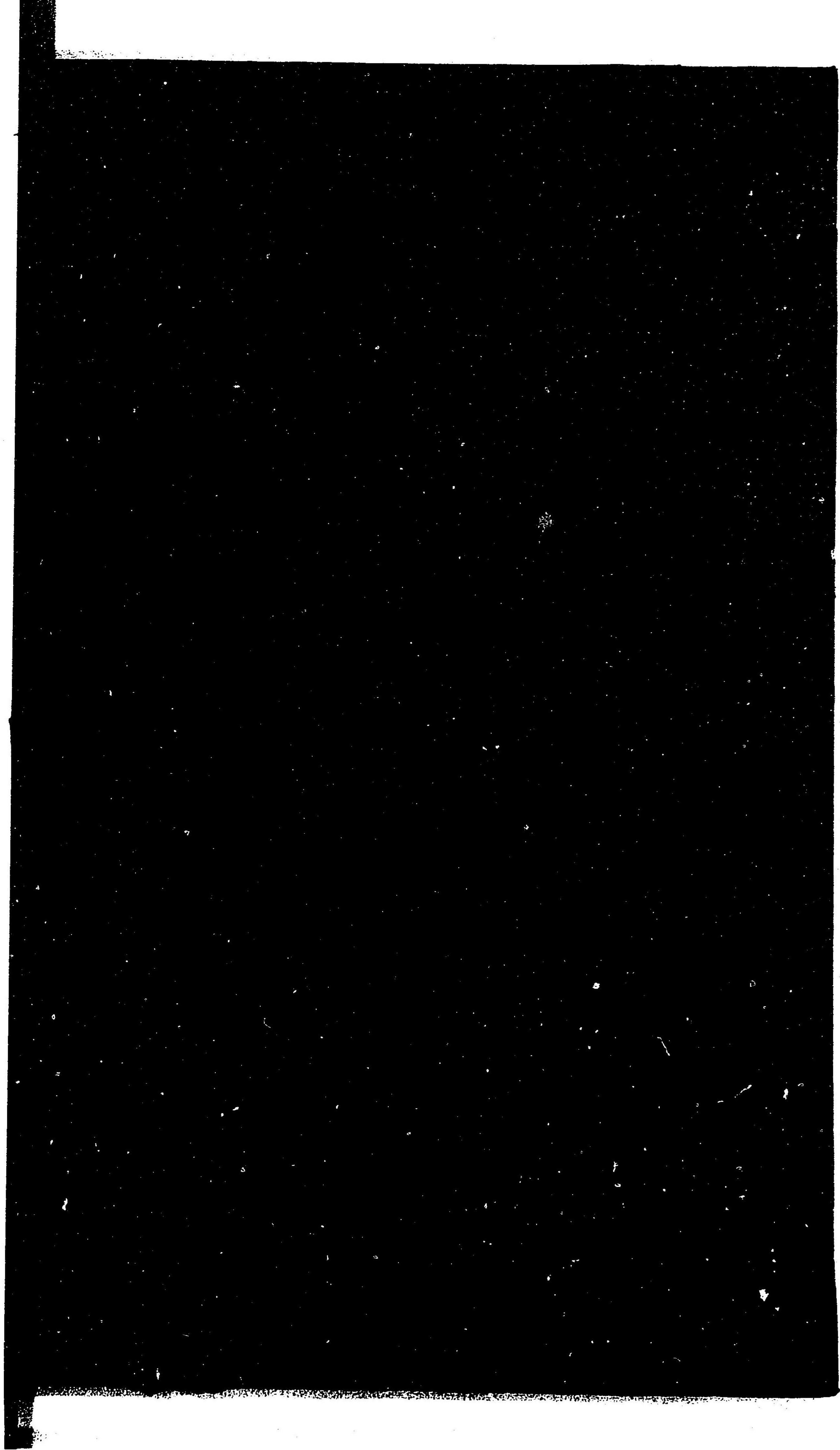






264  
9







264

028853-000-9

264-9

学校教員の恩給

吉田 升太郎/編

[M41?]

BAC-0031

